

研修テーマ：リスクマネジメントー学校における危機管理ー

1 学校保健安全法

学校保健安全法は、学校教育法第 12 条の規定を受けた法律である。現在の学校保健については、1958 年（昭和 33 年）に制定された学校保健法に基づき整備されてきた。これは、学校において、児童生徒等が生き生きと学び、様々な学習活動を行うためには、児童生徒等の健康や安全の確保が保障されることが必須かつ大前提であるという観点によるものである。この観点から、学校保健法は、「学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること」を目的とし、学校に対して、「幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検、その他の保健又は安全に関する次項について計画を立て、これを実施すること等を義務付けた（学校保健法第 1 条、第 2 条）。

しかし、近年、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、メンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加など、児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況は、大きく変化している。そこで、学校保健及び学校安全の充実を図るため、2008 年（平成 20 年）に学校保健法が改正され、「学校保健安全法」と名称が変更された（平成 21 年 4 月 1 日施行）。

主な改正点を、次に示す。

- 国、地方公共団体の責務を明記(第 3 条) (財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定)
- 学校の設置者の責務を明記(第 4 条) (施設設備、管理運営体制の整備充実)
- 「学校保健計画」の策定を義務化(第 5 条)
- 全国的な学校環境衛生基準の法制化(第 6 条) (改正前は、ガイドラインとして「学校環境衛生の基準」が示されていた)
- 養護教諭を中心として関連教諭と連携した組織的な保健指導(第 9 条)
- 地域の医療関係機関等との連携による保健管理(第 10 条)
- 学校安全計画の策定と実施 (第 27 条)
- 危険等発生時対処要領の作成の義務化 (第 29 条)

【日本国憲法】

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育基本法】

第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育法】

第十二条

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

【学校保健安全法】

第一条（目的）

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三条（国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実にかつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第四条（学校保健に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条（学校保健計画の策定等）

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第六条（学校環境衛生基準）

文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法 第九条第一項に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第九条（保健指導）

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、

当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

第十条（地域の医療機関等との連携）

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

（第二十七条及び第二十九条は、8～9ページを参照）

2 健康診断

学校においては、児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るために、健康診断を行うことが規定されている（学校教育法第12条）。また、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けることとしている（学校保健安全法第7条）。このことから、健康診断は、学校における保健管理の要であるといえる。したがって、健康診断の効果的な推進のために、保健教育等との連携を図りつつ、学校保健計画に位置付け、計画的な実施に努めなければならない。

学校における健康診断は、①就学時の健康診断、②児童生徒等の健康診断、③職員の健康診断の三つに分けられる。このうち、②・③については、毎学年定期的に行う健康診断と、必要があると認められる場合に臨時に行う健康診断の2種類がある。そして、児童生徒等の定期健康診断は、毎学年6月30日までに行うこととされている（学校保健安全法施行規則第5条）。また、検査項目・方法についても、学校保健安全法施行規則に規定されている。

なお、教育課程において、児童生徒の健康診断は、特別活動の「学校行事（健康安全・体育的行事）」に位置付けられている。

【学校保健安全法】

第七条（保健室）

学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

【学校保健安全法施行規則】

第五条（時期）

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

【小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編】

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第4節 学校行事

2 学校行事の内容

(3) 健康安全・体育的行事

① 健康安全・体育的行事のねらいと内容

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

健康安全・体育的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

児童自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避し、安全な生活に対する理解を深める。また、体育的な集団活動を通して、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに、児童が運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図る。

(略)

健康安全・体育的行事には、健康診断や給食に関する意識を高めるなどの健康に関する行事、避難訓練や交通安全、防犯等の安全に関する行事、運動会や球技大会等の体育的な行事などが考えられる。

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編】

第 3 章 各活動・学校行事の目標と内容

第 3 節 学校行事

2 学校行事の内容

(3) 健康安全・体育的行事

① 健康安全・体育的行事のねらいと内容

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

健康安全・体育的行事のねらいは、次のとおり考えられる。

生徒自らが自己の発育や健康状態について関心をもち、心身の健康の保持増進に努めるとともに、身の回りの危険を予測・回避し、安全な生活に対する理解を深める。また、体育的な集団活動を通して、心身ともに健全な生活の実践に必要な習慣や態度を育成する。さらに、生徒が運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図る。

(略)

健康安全・体育的行事としては、健康診断、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事、運動会（体育祭）、競技会、球技会などが考えられる。

3 学校感染症の予防

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法では、感染症予防のため、出席停止（第 19 条）等の措置を講じることとされており、学校保健安全法施行令では、校長が出席停止の指示を行うこと（第 6 条第 1 項）、出席停止の期間は省令で定める基準に

よること（第6条第2項）等が規定されている。これらを受け、学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種に分けて規定した上で（第18条）、出席停止の期間の基準（第19条）等を規定している。

また、校長が出席停止の指示をしたときには、書面によりその旨を学校の設置者に報告することが規定されている（学校保健安全法施行令第7条）。

平成27年に、学校における予防すべき感染症の種類について、改正を行った（学校保健安全法施行規則第18条）。これは、新興感染症が世界において発生している状況を踏まえて、平成26年に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律において、感染症の分類が見直されたことによるものである。

【学校保健安全法】

第十九条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【学校保健安全法施行令】

第六条（出席停止の指示）

校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

第七条（出席停止の報告）

校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

第十八条（感染症の種類）

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第十九条（出席停止の期間の基準）

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ 百日咳^{ぜき}にあつては、特有の咳^{せき}が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹^{ちよう}が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

へ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化^かするまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

第二十条（出席停止の報告事項）

令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

4 学校安全

2008年（平成20年）に学校保健法が改正され、「学校保健安全法」と名称が変更されたことから分かるように、より一層、学校教育において「安全」が重視されることとなった。

安全教育について文部科学省は、平成13年11月に、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を作成した。これは、安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説した総合的な資料となっている。その後、学校保健法の改正、学習指導要領の改訂を踏まえて平成22年3月に改訂された。

平成28年度に「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されたことに加え、児童生徒等を取り巻く安全に関する状況が変化してきていることや、「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）の策定や学習指導要領の改訂等を踏まえ、平成31年3月に改訂2版が発刊された。

この資料において、学校安全のねらいを「児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること」とであると明示している。

また、学校安全としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の三つの領域が挙げられている。

- ①「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ②「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

さらに、「加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である」と示されている。

学校安全は、「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」に分けられる。学校における安全教育は、主に学校教育法等に基づき、学習指導要領等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体を通じて実施される。学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施される。

また、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、おおむね5年ごとに閣議決定される「学校安全の推進に関する計画」（学校保健安全法第3条に基づき、国が策定する計画）に定められており、これらを踏まえて学校安全の取組を進めていく必要がある。

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】（中学校も同様の規定）

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1)、(2)略

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

【学校保健安全法】

第二十六条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十七条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第二十八条（学校環境の安全の確保）

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第二十九条（危険等発生時対処要領の作成等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及

び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

第三十条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

5 学校に求められる安全配慮義務・安全保持義務と法的責任

学校は、児童生徒等が学校の管理下にある間、その安全を確保する法的義務を負っている。そのため、学校の管理下で事故が発生し、児童生徒等の生命、身体の安全が脅かされた場合、民事上、刑事上の責任等が追及されることがある。

公立学校の場合、学校事故の発生に伴い、①刑事上の責任、②民事上の責任、③行政上の責任に問われることがある。①刑事上の責任として、水泳指導中の児童生徒等の死亡の場合などに過失致死罪、体罰による負傷等の場合に暴行罪や傷害罪などに問われることがある。②民事上の責任としては、主として国家賠償法により地方公共団体が被害者やその保護者から損害賠償を求められることがある。これは、学校事故で最も問題となる法的責任であり、決着までに時間がかかることが多い。そして、学校事故により校長や教員が教育委員会から職務上の義務違反として懲戒処分を受けることが、③行政上の責任である。

国家賠償法が適用されるためには、教育作用（活動）が「公権力の行使」に該当することが前提となる。これについては、「国家賠償法1条1項にいう『公権力の行使』には、公立学校における教師の教育活動も含まれると解するのが相当」という見解が示されている（最高裁第二小法廷判決 昭62. 2. 6）。

また、「故意」とは、一定の結果の発生とそれが違法であることを知りながら行う場合であり、「過失」とは、普通に尽くさなければならない注意を怠る場合をさす。学校事故では、故意による場合はほとんどなく、過失の場合が多い。

なお、第2条の「公の営造物」とは、学校校舎、プール、鉄棒、臨海学校の飛込台など行政主体により公の目的に供用される物的設備であり、「設置又は管理の瑕疵」とは、営造物の設定・建造に不完全な点があること又は、営造物の維持、修繕、保管に不完全な点があることをいう。

例えば、設計の不備や材料の粗悪などは設置の瑕疵に当たり、鉄棒の挿入された穴が拡大し、鉄棒が動揺するのを放置したため児童が負傷した場合は、管理の瑕疵に当たる。

【日本国憲法】

第十七条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

【国家賠償法】

第一条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体が、その公務員に対して求償権を有する。

第二条

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

6 災害共済給付制度

学校の管理下の児童生徒等の災害については、学校の設置者が児童生徒等の保護者の同意を得て、その児童生徒等について独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を締結していれば、その児童生徒等の保護者は、災害共済給付を受けることができる（センター法第16条第1項）。

災害共済給付制度の運営に要する経費は、国、学校の設置者、保護者の三者が負担することとなっている。共済掛金の額については、義務教育諸学校の一般児童生徒で920円（令和2年度）である。このうち、4割から6割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担している。

給付の条件である「学校の管理下」の範囲は、次のとおりである（センター法施行令第5条第2項）。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合。
- ② 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合。
- ③ 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示・承認に基づいて学校にある場合。
- ④ 通常の経路及び方法で通学する場合。
- ⑤ これらの場合に準ずる場合として省令で定める場合。（学校の寄宿舎にあるとき、住居と授業・課外指導の行われる場所を合理的な経路・方法で往復するとき等）

また、災害共済給付金額は、次ページのとおりである（センター法施行令第3条第1項 他）。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額（令和5年4月1日現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	<p>その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 	<p>・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額</p> <p>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額</p>
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円〔通学（園）中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

独立行政法人日本スポーツ振興センターのWebサイトを基に作成

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法】

第三条（センターの目的）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポー

ツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第十六条（災害共済給付及び免責の特約）

災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令】

第五条（学校の管理下における災害の範囲）

災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの

四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合